

記帳支援事業(公益目的事業)

記帳処理サービスの 新規利用者募集中!

記帳処理サービスは、利用者にて記帳の専属担当が付き、節税効果の高い青色申告特別控除65万円を適用できるシステムを安価な費用負担で活用できるので、大変好評です。経理に不安のある方、会計の負担を経済的に軽減したい方など、是非ご検討ください。

詳しいお問合せ・お申込みは
事業課 TEL 0465-24-2614 へ。

※税理士会関係の方は、こちらのサービスのご利用はご遠慮下さい。



●補助率は補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

●補助対象経費の2/3以内。
●補助上限額50万円。
●75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助します。(雇用を増加させる取組)
●(従業員の処遇改善に取組む事業者、買入物業者対策の取組、移動販売等)については補助上限額100万円となります。(複数の事業者が連携した共同事業の場合は補助上限額200万円。)
●小規模事業者が対象です。(従業員5名以下の事業者を優先的に採択)

青色応援団員(会員)大募集!!

やっぱり青は青色申告会でしょう!

会員特典を上手にご利用ください	
1 記帳・申告等のサポート	3 弁護士や税理士等相談窓口
2 経営やお店のPRとサポート	4 ご商売や生活における共済の活用
	5 旅行や健康診断等の福利厚生事業 他

正会員/事業所得・不動産所得を有する個人の皆様(年会費10,000円)
準会員/正会員以外の個人の皆様(年会費2,000円)

お申込み・お問合せ/HPから入会申込へアクセス
0465-24-2612(担当/課訪問) [青色申告会](#) [検索](#)

~青年部会からのお知らせ~

お問合せ:24-2614 野中

次回の異業種交流会は 6月12日(金)19時から 青色会館5階にて開催!

事業をされていれば会員に限らずご参加いただけるようになりました。友人、知人を増やしたい方、見聞を広げたい方はお気軽にお申込みください。

【実施報告】

3/24 青年部会 会議
4/10 異業種交流会 新人オリエンタリング
4/19 青色まつり 出店

税のカレンダー

納期限を守りましょう!口座振替を利用しましょう!

- 国民健康保険料(税)の納期限【第1期分】大井町・松田町【第2期分】真鶴町
- 後期高齢者医療保険料(普通徴収)【随期】松田町
- 介護保険料の納期限【第2期分】真鶴町
- 固定資産税・都市計画税の納期限【第1期分】小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・湯河原町
- 軽自動車税【全期分】小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・湯河原町
- 確定申告税額の延納届出による延納税額の納付
- 自動車税の納付

納期限6月1日(月)

青色申告会 会の予定 5月

1日(金) 10:00 簿記講座(4F)	21日(木) 14:00 税理士相談(1F)
8日(金) 10:00 簿記講座(4F)	22日(金) 10:00 簿記講座(4F)
12日(火) 10:00 法律相談(1F)	16:00 理事会
10:00 簿記講座(4F)	26日(火) 10:00 簿記講座(4F)
15日(金) 10:00 法律相談(1F)	28日(木) 10:00 不動産相談(1F)
10:00 簿記講座(4F)	29日(金) 10:00 簿記講座 開校式(4F)
16:00 正副会長会議	19:00 青年部会(5F)
18日(月) 16:00 監査会	
19日(火) 10:00 年金相談(1F)	
10:00 簿記講座(4F)	
14:00 エンジョイ・ヨガ(5F)	
20日(水) 10:00 相続相談(1F)	

平成27年度 税務職員採用試験のお知らせ 詳細につきましては、お気軽に小田原税務署・総務課(Tel0465-35-4511内線203)までお尋ねください。

小田原税務署からのお知らせ

平成27年1月1日以後の相続から適用されている 相続税の基礎控除額の縮小について

相続税の基礎控除額の縮小について

基礎控除額	改正前	改正後
	5,000万円+1,000万円×法定相続人の数	3,000万円+600万円×法定相続人の数

計算例：相続人が、配偶者と子供二人の場合＞

現行：5,000万円+1,000万円×3人=8,000万円 → 改正後：3,000万円+600万円×3人=4,800万円

※基礎控除額が以前の6割に縮小されました。基礎控除額は、相続税の申告が必要になるのボーダーラインです。遺産が基礎控除額以下の場合、相続税の申告は必要ありません。遺産が基礎控除額を超える場合には相続税の申告が必要となります。

	法定相続人	改正前基礎控除額	改正後基礎控除額	増減額
配偶者あり	子1人	7,000万円	4,200万円	▲2,800万円
	子2人	8,000万円	4,800万円	▲3,200万円
	子3人	9,000万円	5,400万円	▲3,600万円
配偶者なし	子1人	6,000万円	3,600万円	▲2,400万円
	子2人	7,000万円	4,200万円	▲2,800万円
	子3人	8,000万円	4,600万円	▲3,200万円

fromVOICE つなぐ・ひろがる 青の国

歴史の事実を素直にみつめ、同じ人間としての教訓を得る

ありのままを知り、伝え、そこに何があったのかを考えることが明日への一歩 その1

1991年(平成3)に来日、独学で日本語を覚え、大学で専攻した倫理学のほか日米関係の歴史に興味を抱いたフィスク氏。というも、誕生日が12月7日のパールハーバーデー。まさに日本軍がパールハーバーを攻撃し戦争が爆発した日(日本では8日ですが、現地では7日)です。小さい頃は特別な意識がなかったものの、両国にとって決して忘れることの出来ない日。その後フィスク氏の活動に影響を与えることとなります。

フィスク氏はアメリカ合衆国ユタ州、ワサッチ山脈(アイダホ州、ワイオミング州南部からユタ州中央にかけて南北に伸びる)出身。子どもの頃から山が大好きだそうで、来日後結婚(*夫人は青色正会員フィスク・京子さん。英会話教室を経営)をしてからは小田原に居を構えているため、箱根や丹沢へよく行くそうです。そして読書や言葉が好きなどから英会話教室を担い、通う生徒たちには「言葉」からさまざまな喜びを覚えて欲しいと考えています。歴史にも大いに興味があり、自分が生きる現代から遡る近代史を深く読み取ることで、そこから人として学ぶものがたくさんあると言います。

そんな中、海軍出身の祖父から聞いた話、また興味を抱いた日米の歴史などから、避けては通れない戦争を背景に「人間」を描きたいと、言葉の表現を伝える小説(日本語)を書き始めることに、自然な文と充実した物語性に感動を覚えた人が少なくない第一作が「潮汐の間」(1944年(昭和19)、大東亜共栄圏という高き理想

今年で戦後70年。今だからこそ歴史を振り返り、愚かな行為が目につくのではなく真実をみつめ、明日へ繋ぐ生き方を後世に継承していこうと小説で人を描いた小田原市鴨宮在住の米国人ブレット・フィスク氏を訪ねる。



「日本空襲デジタルアーカイブ」を設立。アメリカ軍の空爆や被災者の体験などの資料を全世界に向けて公開し閲覧できるようにしました。そして、集めた被災者の証言と資料が第2作「紅蓮の街」に織り込まれます。全て事実の裏付けによる地上と上空から鳥瞰する東京大空襲の小説が完成することとなりました。

*日本空襲デジタルアーカイブ
http://www.japanairraids.org/?page_id=671

ともすれば、我々日本人でさえ知らない歴史の事実。フィスク氏が悲惨だけでは終わらせない、明日へ繋ぐ糧と生きることへの教訓を語る次回を、お楽しみに。



申告会場で聞いた共済の話をもう一度詳しく聞きたい!という方が増えています。お電話お待ちしております。

青色ファミリー共済 2

※「青色ファミリーローン」はH27年4月1日より新規取扱いが出来なくなりましたのでご了承下さい。

『お困りごと110番』
事業は、
青色会員同士の
信頼を結ぶ
【絆事業】です。

お困りごとを解決して頂く個人さん
同時募集中心! (青色会員限定です)

小田原青色共済株式会社
(公益社団法人小田原青色申告会グループ会社)
小田原市本町2-3-24 青色会館4階
(受付時間)平日9:00~17:00
TEL 0465-21-0221

ホームページで
カンタン資料請求
kyosai-odawara.com
0465-24-1112

クイズにこぼれど? “真鶴町 大橋”

真鶴町の海上に架かる橋で、真鶴有料道路が岩漁港をまたぐ道路橋。

